

「日本再興戦略」改訂 2015 ー未来への投資・生産性革命ー
(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) (抜粋)

2-2. 女性の活躍推進／外国人材の活用

(1) KPI の主な進捗状況 (70 頁)

(女性の活躍推進)

《KPI》「2014 年度末までに約 20 万人分、2017 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す。」(待機児童解消加速化プラン)

⇒2013 年、2014 年度の 2 か年の保育拡大量は約 19.1 万人
(2014 年 5 月末時点見込み)

《KPI》「2017 年度末までに 46.3 万人の保育所勤務保育士を確保する。」
(保育士確保プラン)

⇒2013 年度： 37.8 万人

(2) 施策の主な進捗状況 (70 頁)

(保育の受け皿及び保育士等の確保の強化)

- ・ 2013年度、2014年度の 2 か年で約20万人分(児童人口の減少等による定員減少を加味すれば約19万人分)の保育の受け皿を確保できる見込み。今後2015年度からの 3 か年で、更に約20万人分(上記の減少を加味すれば約21万人分)の確保を目指す。
- ・ 2017年度末までに待機児童解消を実現するため、新たに6.9万人の保育士の確保とその実現のための施策を取りまとめた「保育士確保プラン」を本年1月に策定した。また、本年3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」として、潜在保育士の掘り起しの強化や就職あっせんの強化に集中的に取り組んだほか、本年3月に都道府県、指定都市、中核都市あてに、短時間勤務の保育士の活用の促進及び朝・夕の保育する児童が少数である時間帯において保育士1名に代え保育士でない保育業務経験者等を配置することを本年度は許容する内容の文書を発出した。
- ・ 昨年12月に「子育て支援員研修科目」等の取りまとめを行い、実施要綱等を都道府県等に発出し、制度の周知を図った。

(3) 新たに講ずべき具体的施策 (72頁)

i) 女性の活躍推進

(「待機児童解消」に向けた施策の確実な実行)

2017年度末までの待機児童解消を確実なものとするべく、自治体とも連携しつつ、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の場の整備、及び「保育士確保プラン」に基づく保育士確保を着実に進める。特に、保育の場の整備量が急増する中で、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、短時間勤務の保育士の活用拡大やそれによる長時間労働の是正等により潜在保育士の多様な就業ニーズに対応するとともに、保育士の勤務環境の改善を図り、新卒保育士の就職率の向上に向けた取組の強化や保育士試験の年2回実施等と併せ、保育の担い手の確保を図る。

また、保育所の整備量が増える中で保育サービスの質の確保・向上を図るためにも、保育事業主に対して第三者評価の受審を促進する。

① 保育士確保に向けた取組 (73頁)

・潜在保育士の掘り起こしのための効果的対策の実施

潜在保育士には短時間であれば就業可能と考える者も多いが、制度上短時間勤務保育士の活用が可能であるにもかかわらず、自治体の運用ではこれを認めていない事例もあることから、自治体に対し短時間勤務の保育士の活用促進に向けた更なる働きかけを行う。

また、すべての保育士養成施設に、新卒者全員に対し都道府県への保育士登録を求めるよう要請するとともに、保育士・保育所支援センターが把握する潜在保育士のリストの定期的アップデートを推進し、潜在保育士に対し適時働きかけを行う。

・新卒保育士の就職率の向上に向けた取組

保育士養成施設への助成等に当たって、卒業生の保育士就職率等の定量的就業成果を評価指標に取り入れる等の措置を引き続き講ずる。

・保育士の離職率低減・定着に向けた取組

離職率の低い保育所のベストプラクティスの全国普及や、保育所が目指すべき人事管理手法（短時間勤務の保育士の活用、短時間正社員制度の導入等を含む。）の提示・公表により、保育所の雇用管理改善を推進する。

・即効性のある保育士確保のための方策（地域限定保育士制度の実施）

都市部及び地方において保育士確保が困難であるとの声が多く挙がっていることを踏まえ、本年4月に国会に提出した国家戦略特別

区域法改正案が成立した際には、国家戦略特区における保育士試験の年2回実施（地域限定保育士制度）を本年度から行う。また、特区以外の地域での年2回実施について、自治体のニーズを把握し、必要な調整を行う。

② 保育の担い手の確保（74頁）

- ・ 保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱いの検討
保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱い（朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの）について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る。
- ・ 他の国家資格等を有する者の活用の検討
福祉系国家資格所持者や子育て支援員が保育士資格を取得しやすくするための方策（保育士養成課程、保育士試験科目の一部免除等）について保育士確保対策検討会等において速やかに検討を開始し、結論を得た上で、順次所要の措置を講ずる。

③ 国家戦略特区の都市公園内における保育所等の設置（74頁）

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、本年4月に国会に提出した国家戦略特別区域法改正案が成立した際には、国家戦略特区内の都市公園で設置可能な保育所等の社会福祉施設の基準等を定め、制度の利用を推進する。

④ 保育の場の整備状況の的確な実態把握と積極的な広報（74頁）

保育の場の整備状況を的確に把握し、必要な対応を行うことを可能とするため、小規模保育等子ども・子育て支援新制度に基づき新たに整備される類型についても正確に実態を把握すべく、統計調査について必要な対応を図るとともに、毎年度当初に自治体の当該年度の整備見込み量を把握するよう努める。また、待機児童がどの程度解消されてきているかのデータを積極的に広報し、安心して子どもを預けることができる環境整備についての国民の理解を深める。

⑤ 保育所における第三者評価の受審促進（74頁）

保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択できるような環境整備を進める。